

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第3区分

【発行日】平成26年9月25日(2014.9.25)

【公表番号】特表2013-509772(P2013-509772A)

【公表日】平成25年3月14日(2013.3.14)

【年通号数】公開・登録公報2013-013

【出願番号】特願2012-535860(P2012-535860)

【国際特許分類】

H 04 W 16/28 (2009.01)

H 04 W 56/00 (2009.01)

H 04 W 92/20 (2009.01)

H 04 W 28/16 (2009.01)

【F I】

H 04 Q 7/00 2 3 2

H 04 Q 7/00 4 6 1

H 04 Q 7/00 6 9 2

H 04 Q 7/00 2 8 0

【誤訳訂正書】

【提出日】平成26年8月8日(2014.8.8)

【誤訳訂正1】

【訂正対象書類名】特許請求の範囲

【訂正対象項目名】全文

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

セル(101、201)が基地局によって生成された無線ビーム(102、104、106、108、110、112、202、204、206、208、210、212)によって照射されるセルラ遠隔通信ネットワークのサービス品質を改善する方法であって、各基地局(100、120)は、異なる無線ビームを形成することによって関連するセルの異なるエリア(103、105、203、205)を異なる時に照射する手段を含み、第1基地局(100)と少なくとも1つの他の基地局(120)との間の無線干渉を制限するために、前記第1基地局(100)によって生成される無線ビーム(104、106)の第1シーケンスを前記少なくとも1つの他の基地局(120)によって生成される無線ビーム(204、206)の少なくとも1つの他のシーケンスと同期化するステップを含む方法において、

前記第1基地局および前記少なくとも1つの他の基地局は、基地局の間の無線干渉のレベルに応じて、

無線ビームの固定された所定のシーケンス、

無線ビームの動的に変更されるシーケンス、

無線ビームの利用される無線搬送波帯域幅の分数のシーケンス、

という無線ビーム・シーケンスのうちの1つを実施することを特徴とする方法。

【請求項2】

前記第1基地局の無線ビーム・シーケンス(104、106)の前記少なくとも1つの他の基地局の無線ビーム・シーケンス(204、206)との前記同期化は、前記第1基地局(100)と前記少なくとも1つの他の基地局(120)との両方について、所定のスケジュールおよびパターンに従う無線ビーム生成の所定のシーケンスに従うステップを含む、請求項1に記載の方法。

【請求項 3】

前記所定の無線ビーム・スケジュールおよびパターンは、前記第1基地局(100)および／または前記少なくとも1つの他の基地局(120)によって受信されたサービス品質レポートに応じて変更される、請求項2に記載の方法。

【請求項 4】

前記サービス品質レポートは、前記第1基地局(100)、前記少なくとも1つの他の基地局(120)、および／またはモバイル端末によって生成される、請求項3に記載の方法。

【請求項 5】

前記第1基地局(100)および前記少なくとも1つの他の基地局(120)は、調整されたマルチサイトMIMO通信を実施するために、モバイル端末からの受信された通信をお互いへ送信する、請求項2、3、または4に記載の方法。

【請求項 6】

前記第1基地局(100)および／または前記少なくとも1つの他の基地局(120)によって形成される無線ビーム(1つまたは複数)の個数および／またはパターンは、前記第1基地局(100)と前記少なくとも1つの他の基地局(120)との間の無線干渉のレベルに応じて変更される、請求項1乃至5のいずれか1項に記載の方法。

【請求項 7】

前記無線ビームは、迎角において調整される、請求項1乃至6のいずれか1項に記載の方法。

【請求項 8】

セル(101、201)が基地局によって生成された無線ビーム(102、104、106、108、110、112、202、204、206、208、210、212)によって照射されるセルラ遠隔通信ネットワークの基地局であって、各基地局(100、120)は、異なる無線ビームを形成することによって関連するセルの異なるエリア(103、105、203、205)を異なる時に照射する手段を含む、基地局において、請求項1乃至8のいずれか1項に記載の方法に従って、少なくとも1つの他の基地局(120)とのその無線干渉を制限するために、無線ビーム(104、106)の第1シーケンスを前記少なくとも1つの他の基地局(120)によって生成される無線ビーム(204、206)の少なくとも1つの他のシーケンスと同期化する手段を含むことを特徴とする、基地局。

【請求項 9】

基地局によって生成された無線ビーム(102、104、106、108、110、112、202、204、206、208、210、212)によって照射されるセル(101、201)を含むセルラ遠隔通信ネットワークであって、各基地局(100、120)は、異なる無線ビームを形成することによって関連するセルの異なるエリア(103、105、203、205)を異なる時に照射する手段を含む、セルラ遠隔通信ネットワークにおいて、請求項1乃至8のいずれか1項に記載の方法に従って、第1基地局(100)と少なくとも1つの他の基地局(120)との間の無線干渉を制限するために、前記第1基地局(100)によって生成される無線ビーム(104、106)の第1シーケンスを前記少なくとも1つの他の基地局(120)によって生成される無線ビーム(204、206)の少なくとも1つの他のシーケンスと同期化する手段を含むことを特徴とする、セルラ遠隔通信ネットワーク。

【誤訳訂正2】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0046

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0046】

ビーム・スイッチング・シーケンスを、サブバンド(すなわち、利用される無線搬送波

帯域幅の分数)によって形成することもできる。通常、サブバンドの個数は、伝搬、チャネル応答によって決定され、あるいは、標準規格によって指定される。例を、4つのサブバンドの場合について下に示す。